

久留米市地方創生総合戦略推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市地方創生総合戦略の策定及び効果的な推進に向けた取組の検証に際し、その妥当性・客観性を担保するため、産業界、行政機関、大学等の高等教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業及び市民団体等の参画を得て、多角的かつ総合的見地からの審議と意見聴取を行うことを目的として開催する久留米市地方創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 推進会議においては、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 久留米市地方創生総合戦略の策定に関する事
- (2) 久留米市地方創生総合戦略の効果的な推進に向けた取組の検証に関する事
- (3) その他、市長が必要と認める事

(組織)

第3条 推進会議は、産、官、学、金、労、言、士、市民団体、企業の各団体から1名以上委員を選出し、構成する。

2 推進会議に座長及び副座長を置き、座長は久留米市長とし、副座長は久留米市副市長とする。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集する。

2 推進会議の庶務は、久留米市総合政策部創生戦略推進室において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

久留米市地方創生総合戦略推進会議

【委員】

分野	団体	役職	氏名
産 (産業界)	久留米商工会議所	会頭	モトムラ ヤスト 本村 康人
	久留米市農業協同組合	総務企画部長	ナラハン ヒロアキ 檜橋 裕章
官 (行政機関)	厚生労働省 福岡労働局	雇用環境・均等部長	マツノ イチコ 松野 市子
学 (高等教育機関)	高等教育コンソーシアム久留米	理事長 (久留米大学学長)	ウチムラ ナオヒサ 内村 直尚
	九州大学 キャンパス計画室	教授	サカイ タケル 坂井 猛
金 (金融機関)	(一社) 久留米銀行協会	会長 (筑邦銀行頭取)	サトウ セイイチロウ 佐藤 清一郎
労 (労働組合)	連合福岡北筑後地域協議会	副議長	マキノ ヒロト 牧野 英人
言 (メディア)	西日本新聞社	久留米総局長	ソヤマ シンゲン 曾山 茂志
士 (士業)	福岡県弁護士会 筑後部会	弁護士	クリヤマ フミカ 栗山 扶美香
市民 (市民団体)	久留米市校区まちづくり連絡協議会	会長	イシバシ ヨシミツ 石橋 良光
	久留米男女平等推進ネットワーク		ヒグチ ケイコ 樋口 けい子
	久留米市小・中学校PTA連合協議会	小学校家庭教育副委員長	サウ サワカ 佐藤 佐和香
企業	(株) キャリアリード	代表取締役	サトウ ユリコ 佐藤 有里子
	(株) トータルオフィス・タナカ	代表取締役	タナカ ミチコ 田中 美智子

【久留米市】

市	久留米市創生総合戦略 推進会議 座長	久留米市長	ハラグチ シンゴ 原口 新五
	久留米市創生総合戦略 推進会議 副座長	久留米市副市長	ハシモト マサタカ 橋本 政孝
	久留米市創生総合戦略 推進会議 副座長	久留米市副市長	モリ ノゾム 森 望